

Client Alert

17 January 2022

本アラートに関する お問い合わせ先



Kerry B. Contini
Partner, Washington, DC
+1 202 835 6100
kerry.contini@bakermckenzie.com



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

米国で「ウイグル強制労働防止法」が成立¹

2021年12月23日、バイデン大統領は、上下両院で合意・成立した「ウイグル強制労働防止法案」（以下「本法」）への署名を行った²。本法は、従前の法案と比較すると、米国証券取引委員会への書類提出義務が削除されたものの、①中国新疆ウイグル自治区で「一部又は全部が採掘、生産、又は製造された」、又は、②本法において作成が求められているリストに掲載された企業により生産された、全ての物品について、それが強制労働を用いて作られたものであり、1930年関税法307条に基づき、米国税関・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection: CBP）によって輸入が禁止されるとの反証可能な推定を課す条項は残されている。本法は、更に、既に行われている強制労働を用いて採掘、生産、又は製造された物品の輸入禁止の強化、及び潜在的な制裁措置と、新疆ウイグル自治区における強制労働に対処するための外交上の戦略策定も義務付けている。

下記においては、本法の主要な条項と、企業にとってのキーポイントを解説する。

CBPによる輸入禁止と「反証可能な推定」

本法は、CBPに対し、新疆ウイグル自治区において、又は特定の企業によって製造等された全ての物品は強制労働を用いて作られたものと推定するとともに、輸入者が、それらの物品が強制労働を用いて作られたものでないという「明白かつ確信を持つに足る証拠」等を示さない限り、米国への輸入を禁止することを求めるものである。CBPに対し許容性を立証する（例：特定の物品が強制労働を用いて製造等されていないことを明白かつ確信を持つに足る証拠で示す）ためには、実質的に「ないことを立証することを試みる」と同等の非常に高い立証負担を課すものと言える。こうした実際上の困難と中国経済に占める新疆ウイグル自治区の役割を考慮に入れ、これまで産業界は、新疆ウイグル自治区において、又は同自治区の労働を用いて、製造等された全ての物品に広範な輸入禁止を課すことに対して懸念を表明してきた。

本法における新疆ウイグル自治区の物品に対する「反証可能な推定」の基準は、これまで同自治区における特定の製品と企業に焦点を当て、CBPから発出されてきた「違反商品保留命令（WRO）」と比較し³、大幅な変更をもたらすものである（CBPによるWROの発出は、1930年関税法307条の下における主要な執行ツールである）。この「反証可能な推定」の基準は、北朝鮮での労働に関する「制裁による米国の敵国への対抗法（Countering

¹ 本件に関する英語版のクライアントアラートについては、以下を参照。


<https://supplychaincompliance.bakermckenzie.com/2021/12/21/us-president-set-to-sign-uyghur-forced-labor-prevention-act-into-law/>

² <https://www.whitehouse.gov/?s=HR+6256>

³ WROに関する弊所の過去のクライアントアラートについては、以下を参照。

https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20210816_ClientAlert ICT_WRO_J.pdf

https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20211015_ClientAlert ICT_J.pdf



America's Adversaries with Sanctions Act (PL 115-44) 」の条項と類似したものである。この推定規定に基づく輸入禁止は、2022年6月半ば頃に施行される見通しとなっている。

CBP 及び輸入者への指針となる「戦略」

本法は、パブリックコメント期間を経た上で、本法の成立から 180 日以内に、米国国土安全保障省が議長となる「強制労働執行タスクフォース」が、CBP による 1930 年関税法 307 条の執行を支援する戦略を策定することも求めている。この戦略には、例えば、①強制労働を利用しているとされる企業、強制労働を利用しているとされる企業から調達を行う新疆ウイグル自治区における企業や同自治区政府と取引を行う企業、②強制労働を用いて製造等されたとされる特定の物品、並びに、③強制労働を用いて製造等したとされる物品を米国に輸出する企業、の指定が含まれる。更にこの戦略には、輸入者にとっての更なる指針となる、CBP が期待するデューデリジェンスのレベル、効果的なサプライチェーンの追跡、並びにサプライチェーン管理の手法や、「反証可能な推定」を覆すための具体的な証拠の種類、性質、及び範囲も含まれる可能性がある。

これらの措置は、新疆ウイグル自治区において製造等された、又は同自治区の労働を用いた物品に対して課される広範な輸入禁止に関し、産業界や議員の高まる懸念に応えたものとなっている。パブリックコメントの期間は、産業界に対し、本法の効果的な執行と CBP からの法令遵守への期待を形作るための貴重な機会を提供している。

認められた追加的な制裁

本法は、「2020 年ウイグル人権政策法 (Uyghur Human Rights Policy Act of 2020 (PL 116-145)) 」の下で課される制裁について、強制労働に関連する深刻な人権侵害を新たな理由として追加するものである。同法は、中国及びそれ以外の地域におけるイスラム少数グループに対する人権侵害に責任を負うと看做される中国政府関係者を含む者に対し、大統領が制裁を課す権限を与えるものである。同法は、行政府に対し、それらの者の資産を凍結することや、ビザの取得や米国への入国を不適格であるとする制裁を課すことを求めている。他方で、大統領は、それが国益に適うと判断する場合には、それらの制裁を免除することができる。

つまり、本法の成立から 180 日以内に、大統領が、新疆ウイグル自治区における強制労働と関係する深刻な人権侵害に責任を負う中国政府関係者を含む外国人を特定し、大統領により免除されない限り、それらの者に対して制裁が課される。これは、制裁対象者リスト (SDN リスト) への追加などの米国財務省外国資産管理室 (OFAC) が課す制裁に追加して課されるものとなる可能性がある。

外交戦略

本法は、その成立から 90 日以内に、米国国務省が、新疆ウイグル自治区における強制労働問題への国際的認知を高め、それに対処するイニシアチブを促進する戦略の報告を議会に対して行うことを求めている。報告は、自治区における強制労働を利用して利益を得ていると米国政府が判断する中国内企業のリストと、それらの企業の代理人として米国への物品の輸入を行っている外国人のリストを含む。国務省によるこうしたリストの策定は、これらの当事者を対象とした追加的な制約に結び付く可能性がある。最後に、報告



は、サプライチェーン・デューデリジェンスを実施する民間企業との協働計画や、既存の権限の下で連邦政府が新疆ウイグル自治区の強制労働に対処するための行動計画も含まなければならないものとされている。

ビジネスにとってのキーポイント

- 本法の成立が企業にもたらす最も差し迫ったコンプライアンス上のリスクは、新疆ウイグル自治区において、又は同自治区と関連する特定の企業により製造等された物品が、強制労働を用いて作られたものと「反証可能な推定」を課されることにより、米国への輸入が認められなくなってしまうことである。つまり、本法の成立により、CBPによる更なる監査、留置、差押え等の執行行為につながるものが予想される。
- 米国への輸入者を始めとする利害関係者は、輸入禁止の範囲、CBPの執行プロセス、強制労働を用いていると主張される企業が指定される基準を含め、本法が効果的に執行されるよう、パブリックコメント期間中に積極的に関与することを検討すべきである。
- 中国から米国に輸出する企業（新疆ウイグル自治区からに限られない）は、潜在的なサプライチェーンの脆弱性（例：同自治区から原材料を提供する二次・三次サプライヤーや、同自治区政府と関係を持つ企業等）を特定するための評価を行い、先を見越してこうした脆弱性に対処するための計画を策定すべきである。これには、例えば、サプライチェーンマップの精緻化、調達方針変更に関するサプライヤーとのコミュニケーション、企業方針の更新などが含まれる。これらのリスクは分野横断的な性質を有するため、理想的には、サプライチェーンに責任を有する様々な利害関係者（例：調達、サプライチェーン／物流、社会的及び労働コンプライアンス、サステナビリティ、法務、トレードコンプライアンス）が関与する企業内ワーキンググループを設置することが望ましい。
- 企業は、自社のトレードコンプライアンスプログラムが、SDNリストに含まれる者やそれ以外の制裁当事者が関与するリスクに対処するための、適切なリスク評価に基づく措置が含まれているかどうかを精査すべきである。本法が追加的な制裁当事者の指定につながり得ることも考慮すると、今は、制裁当事者をスクリーニングするプログラムや、サプライヤー／顧客の採用プロセス、定期的なサプライヤー／顧客のデューデリジェンス更新プロセス等を評価するよいタイミングである。
- 本法に対処するためのコンプライアンス評価その他のアクションを講じることを検討する企業は、同時に、それらのアクションが、中国反外国制裁法などの中国法上のリスクを生じさせる可能性についても検討すべきである。

当事務所では、米国税関における強制労働等に関連した輸入差止め等の執行強化への対応を行っています。本アラート記載の内容につき、ご質問やご不明な点等がある場合には、本アラート記載の専門家にお問い合わせください。